

令和 7 年度

国家公務員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

令和 8 年 9 月

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第4条の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、国会に報告するものである。

目 次

1	各種報告書の提出件数	1
(1)	贈与等報告書の提出件数	
(2)	株取引等報告書の提出件数	
(3)	所得等報告書の提出件数	
2	倫理監督官への届出等の状況	2
(1)	倫理監督官への届出件数	
(2)	倫理監督官の承認の状況	
3	懲戒処分等の状況	2
(1)	国家公務員倫理法令違反による処分等の状況	
(2)	懲戒処分の概要の公表の状況	
4	政令等の制定又は改廃の状況	3
5	国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の ^{かん} 涵養・保持等のための施策	5
(1)	国家公務員倫理審査会が講じた施策	
(2)	中央人事行政機関が講じた施策	
(3)	各府省等が講じた施策	
別表		8

1 各種報告書の提出件数

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「倫理法」という。）は、国民の疑惑や不信を招く行為の防止を図る観点から、職員（倫理法第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に贈与等、株取引等及び所得等について報告することを義務付けている。

（1）贈与等報告書の提出件数

倫理法第6条第1項では、本省課長補佐級以上の職員（倫理法第2条第2項各号に掲げる職員をいう。）は、事業者等から贈与等を受けたとき等は、四半期ごとに、贈与等報告書を各省各庁の長等（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長並びに行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされている。倫理法第6条第2項の規定に基づき、そのうち指定職以上の職員（倫理法第2条第3項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）に係る当該報告書の写しは国家公務員倫理審査会（以下「倫理審査会」という。）に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

また、倫理法第9条第2項の規定に基づき、贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）については、閲覧を請求することができる。

令和7年度の贈与等報告書の提出件数は、26,556件であった。これらのうち、指定職以上の職員に係る当該報告書の件数は4,696件、また、閲覧を請求することができる贈与等報告書の件数は3,415件である（別表1）。

贈与等報告書の提出件数26,556件の内訳を見ると、金銭、物品等の供与関係が540件（提出件数に占める割合2.0%）、飲食の提供等関係が22,929件（同86.3%）、報酬関係が3,087件（同11.6%）となっている。指定職以上の職員に係る当該報告書については、金銭、物品等の供与関係が187件（指定職以上の職員に係る当該報告書の件数に占める割合4.0%）、飲食の提供等関係が4,048件（同86.2%）、報酬関係が461件（同9.8%）となっている。

（2）株取引等報告書の提出件数

倫理法第7条第1項では、本省審議官級以上の職員（倫理法第2条第4項各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、毎年、株取引等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、倫理法第7条第2項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第11条第6号の規定に基づき、倫理審

査会が審査を行っている。

令和 7 年の株取引等報告書の提出件数は、162件であった（別表 2）。

（3）所得等報告書の提出件数

倫理法第 8 条第 1 項では、本省審議官級以上の職員（前年 1 年間を通じて本省審議官級以上の職員であったものに限る。）は、毎年、所得等報告書を各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならないとされており、同条第 3 項の規定に基づき、その写しは倫理審査会に送付され、当該報告書については、倫理法第 11 条第 6 号の規定に基づき、倫理審査会が審査を行っている。

令和 7 年の所得等報告書の提出件数は、1,585 件であった（別表 2）。

2 倫理監督官への届出等の状況

（1）倫理監督官への届出件数

国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号。以下「倫理規程」という。）第 8 条では、職員が自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えるときは、あらかじめ、倫理監督官に届け出なければならないとされている。

令和 7 年度における倫理監督官への届出件数は、1,681 件であった（別表 3）。

（2）倫理監督官の承認の状況

倫理規程第 9 条第 1 項では、職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないとされている。

令和 7 年度における承認申請件数は、79 件であり、その全件について承認された（別表 4）。

3 懲戒処分等の状況

（1）国家公務員倫理法令違反による処分等の状況

任命権者及び倫理審査会は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 84 条第 1 項及び倫理法第 30 条の規定に基づき、職員が倫理法又は倫理法に基づく命令に違反する行為（以下「倫理法違反行為」という。）を行った場合には、当該職員に対し、懲戒処分を行うことができる。

令和 7 年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案は 3 件（3 名）あり、その内訳は、停職 1 名、減給 1 名、戒告 1 名であった。

また、倫理法違反行為に対して倫理審査会による懲戒処分が行われた事案はなかつ

た。

事案の概要は、以下のとおりである。

（事案１）

法務省の地方機関において、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を複数回受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、贈与等報告書を提出しなかった職員１名について、停職１０月の処分を行った（なお、他の国家公務員法違反行為も併せて懲戒処分を行った。）。

（事案２）

国税庁の地方支分部局において、利害関係がある事業者から飲食の供応接待を受け、また、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、贈与等報告書を提出しなかった職員１名について、減給３月（俸給の月額額の１０分の１）の処分を行った（なお、他の国家公務員法違反行為も併せて懲戒処分を行った。）。

（事案３）

国土交通省の地方支分部局において、利害関係がある複数の事業者から無償での役務の提供（事業者が用意した自動車に同乗）を受け、また、利害関係がある複数の事業者から供応接待を複数回受けたほか、利害関係がある事業者との間で倫理監督官に届け出ずに自己の飲食費用として１万円を超える金額を負担し共に飲食した職員１名（行為時、他府省職員）について、戒告の処分を行った。

また、令和７年度中に、倫理法違反行為に対して、各府省等の内規による訓告、嚴重注意等の処分が行われた事案は、１１件（１１名）であった。

（２）懲戒処分の概要の公表の状況

倫理法第２７条第１項及び第３２条では、任命権者及び倫理審査会は、自ら行った懲戒処分につき職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要の公表をすることができるとされている。

令和７年度中に倫理法違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案については、３件全ての概要が公表された。

４ 政令等の制定又は改廃の状況

令和７年度に制定又は改廃が行われた倫理法に基づく政令、人事院規則、訓令又は規則は、以下のとおりである。

○ 国家公務員倫理規程の一部改正

公布年月日	施行年月日	政 令 名	概 要
令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年 4 月 1 日	重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 8 年政令第 92 号)	サイバー通信情報監理委員会の設置に伴い、倫理規程第 6 条第 1 項第 1 号の「国の機関」に「サイバー通信情報監理委員会」を加える改正を行った。

○ 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部改正

倫理法第 5 条第 3 項では、各省各庁の長は、倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができることとされている。

同項の規定に基づき、倫理規程第 2 条第 1 項ただし書に規定する訓令が、以下のとおり改正された。

府省等名	制定年月日 施行年月日	訓令名	概 要
内閣府	令和 7 年 12 月 25 日 制定 令和 8 年 1 月 1 日 施行	内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和 7 年内閣府訓令第 30 号）	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 41 号）の施行に伴う用語の整理を行った。
公正取引委員会	令和 7 年 12 月 12 日 制定 令和 7 年 12 月 18 日 施行	公正取引委員会事務局総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和 7 年公正取引委員会訓令第 5 号）	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号）の施行に伴い、利害関係者から除かれる者を定めた。
公正取引	令和 7 年 12 月 24 日	公正取引委員会事務局	下請代金支払遅延等防止

委員会	制定 令和 8 年 1 月 1 日 施行	総局職員の倫理に関する訓令の一部を改正する訓令（令和 7 年公正取引委員会訓令第10号）	法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う用語の整理を行った。
-----	----------------------------	--	--

なお、これらの改正については、倫理法第 5 条第 6 項の規定に基づき、別途、国会に報告する。

5 国家公務員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の涵養・保持等のための施策

（1）国家公務員倫理審査会が講じた施策

倫理審査会は、贈与等報告書等の審査、倫理法違反行為に対する懲戒処分^{かん}の承認等のほか、次の施策を講じた。

① 令和 7 年 4 月に、本府省で実務を担う倫理事務担当者等を対象とした倫理制度説明会を、同年10月に、本府省に加え地方機関の倫理事務担当者等も対象とした説明会を、オンラインでそれぞれ実施した。

② 各府省等で実施する e ラーニングに資する教材（自習研修教材）として、一般職員用、課長補佐級職員用及び幹部・管理職員用の 3 階層の教材を作成し、各府省等へ配布するとともに、中途採用者を含む新規採用職員を対象にした国家公務員倫理研修を、各府省等が活用できる e ラーニングシステムを通じて 4 期にわたって実施した。

また、倫理制度の概要、法令及び漫画教材を収録した「国家公務員倫理教本」を改訂し、職員に配布した。

③ 各府省等からの要請に応じて、倫理審査会事務局職員を各府省等が実施する倫理研修等に講師として派遣し、具体的なケースを用いた倫理制度の解説、相談・通報の仕組みの周知等を行った。

また、一部の研修においては、参加者間での討議を取り入れることで、より当事者意識を持って研修に参加し、考える機会を持てるよう工夫を行った。

④ 令和 7 年度も12月の 1 か月間を「国家公務員倫理月間」（以下「倫理月間」という。）とした。倫理月間に際し、毎年、公務員倫理に関する標語（職員向け・事業者向け）を募集しており、公募作品の中から採用した標語「親しくも 引くべき倫理の 境界線」（職員向け）、「おもてなし その気持ちだけ いただきます」（事業者向け）を用いた啓発用ポスターを作成し、各府省等のほか、地方公共団体及び経済団体等に配布した。このほか、企業倫理・コンプライアンスの専門家を招いてライブ配信での講演を行った。

さらに、各府省等で独自に行っている倫理保持に関連する取組を募集し、応募があった35機関のうち、特に工夫や特徴が見られる取組について、「りんりん賞」として表彰を行った。

- ⑤ 倫理制度について一部運用の見直しを行うこととし、各府省等倫理監督官宛てに通知した。

- ⑥ 全国の経済団体等に対し、機関誌やウェブサイトへの公務員倫理に関する記事の掲載依頼等、事業者等に対する広報活動への協力依頼等を行った。

また、ホームページへの掲載等に活用できるバナー広告を作成し、経済団体等に送付した。バナー広告については、人事等に関する情報を発信するウェブサイトへの掲載も行った。

くわえて、事業者向け啓発用ポスターがより多くの人の目に触れるよう、東京駅や霞ヶ関駅等の主要駅に掲示するとともに、全国16駅のデジタルサイネージ（電子看板）にも掲示し、啓発活動を行った。

このほか、倫理保持のための施策の参考とするため、市民と職員それぞれを対象とするアンケートを実施するとともに、各界の有識者から意見を聴取した。

（２）中央人事行政機関が講じた施策

中央人事行政機関の事務として、内閣官房及び人事院が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 内閣官房は、「令和7年度における人事管理運営方針」（令和7年3月31日内閣総理大臣決定）において、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員法に定められた服務規律及びその他の法令の遵守について、幹部職員・管理職員が改めて自ら確認を行うとともに、全ての職員に対し周知徹底を行い、違反する行為に対しては厳正な措置を講ずることとした。

- ② 内閣官房及び人事院は、以下の研修において、職員の倫理感の涵養・保持のためのカリキュラムを実施した。

ア 第59回国家公務員合同初任研修（内閣官房・人事院）（修了者数886名）

イ 行政研修、本府省等職員研修及び地方機関職員研修（人事院）（修了者数2,584名。ただし、アを除く。）

（３）各府省等が講じた施策

各府省等が講じた施策は、次のとおりである。

- ① 倫理監督官等から職員に向けたメッセージの発出、倫理審査会が作成した「国家公務員倫理教本」、倫理啓発パンフレットの職員への配布等を通じて、倫理法・倫理規程の周知徹底の指示・指導を行った。

- ② 階層別研修、中途採用者及び他府省等からの転入者を対象とした研修等において倫理講座を設定する等、受講者の立場に応じた研修・講座の設定・充実等を行った。
- ③ 利害関係者となり得る関係団体や契約の相手方に対して、各種パンフレット等を配布する等、制度の周知や倫理法・倫理規程の遵守について協力を要請した。
- ④ 日常業務のほか、課内連絡会議等を通じて、管理・監督の地位にある者から部下職員に対して指導を行った。
- ⑤ 管理・監督の地位にある者に対して、会議等における指示・指導のほか、研修等における講座の設定・充実等を行った。
- ⑥ 倫理法・倫理規程にのっとり適切に対応したことを疎明することの重要性について、会議等を通じて周知・徹底した。
- ⑦ その他各職場の状況を踏まえたリーフレット等を作成して配布する等、各府省等が独自の取組を行った。

別表１－１ 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁全体）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
会計検査院	1	0	41	0	22	20	64	20
内閣官房	3	1	24	7	3	2	30	10
内閣法制局	1	1	2	0	71	13	74	14
人事院	5	1	6	0	1	1	12	2
内閣府	5	2	272	13	26	18	303	33
宮内庁	6	3	0	0	11	9	17	12
公正取引委員会	18	2	39	8	8	6	65	16
国家公安委員会	16	5	51	3	10	8	77	16
警察庁	9	3	77	0	125	76	211	79
個人情報保護委員会	0	0	1	1	1	1	2	2
カジノ管理委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
サイバー通信情報監理委員会	0	0	2	0	0	0	2	0
金融庁	9	3	568	83	0	0	577	86
消費者庁	5	1	181	9	6	3	192	13
こども家庭庁	0	0	0	0	10	1	10	1
デジタル庁	3	0	42	5	2	1	47	6
復興庁	0	0	7	7	2	1	9	8
総務省	23	5	650	58	221	164	894	227
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	55	2	40	28	95	30
法務省	28	4	376	6	639	410	1,043	420
出入国在留管理庁	43	3	11	0	5	5	59	8
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	4	0	8	8	14	9
外務省	134	26	531	54	66	34	731	114
財務省	20	3	1,038	33	69	69	1,127	105
国税庁	27	4	2,545	116	177	159	2,749	279
文部科学省	12	2	438	35	500	305	950	342
スポーツ庁	21	15	71	16	10	7	102	38
文化庁	2	0	145	15	30	14	177	29
厚生労働省	3	1	2,542	141	698	405	3,243	547
中央労働委員会	0	0	14	0	0	0	14	0
農林水産省	56	5	1,801	239	58	36	1,915	280
林野庁	0	0	475	16	3	0	478	16
水産庁	5	0	255	14	1	1	261	15
経済産業省	30	1	2,346	127	73	58	2,449	186
資源エネルギー庁	2	0	41	1	0	0	43	1
特許庁	13	0	220	26	20	12	253	38
中小企業庁	0	0	24	3	0	0	24	3
国土交通省	16	7	7,168	258	132	81	7,316	346
観光庁	3	2	175	14	1	0	179	16
気象庁	3	2	13	0	10	7	26	9
運輸安全委員会	0	0	14	1	0	0	14	1
海上保安庁	13	1	255	4	10	7	278	12
環境省	2	1	362	12	16	8	380	21
原子力規制委員会	0	0	8	2	2	1	10	3
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計①	539	105	22,891	1,329	3,087	1,979	26,517	3,413

(注) 当該報告書のうち令和8年1月～3月期分については、報告期間（翌四半期の初日から14日間）に属している府省等へ提出することから、サイバー通信情報監理委員会（令和8年4月1日設置）に件数が計上される場合がある。

別表１－２ 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行人全体）

(単位:件)

行政執行人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超
独立行政法人国立公文書館	1	0	0	0	0	0	1	0
独立行政法人統計センター	0	0	2	0	0	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	4	0	0	0	4	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	30	1	0	0	30	1
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	2	1	0	0	2	1
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計②	1	0	38	2	0	0	39	2

合計（小計①＋小計②）	540	105	22,929	1,331	3,087	1,979	26,556	3,415
割合 ※2	2.0%		86.3%		11.6%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(贈与等報告書を提出すべき職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表１－３ 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職未満）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超
会計検査院	1	0	23	0	21	20	45	20
内閣官房	1	0	7	3	3	2	11	5
内閣法制局	0	0	1	0	68	10	69	10
人事院	2	1	2	0	1	1	5	2
内閣府	3	2	210	7	20	15	233	24
宮内庁	4	1	0	0	11	9	15	10
公正取引委員会	6	2	28	6	7	5	41	13
国家公安委員会	15	5	47	3	10	8	72	16
警察庁	5	2	52	0	107	65	164	67
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
サイバー通信情報監理委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
金融庁	8	3	339	58	0	0	347	61
消費者庁	2	1	129	7	6	3	137	11
こども家庭庁	0	0	0	0	10	1	10	1
デジタル庁	2	0	16	0	1	0	19	0
復興庁	0	0	4	4	1	1	5	5
総務省	14	3	442	34	202	160	658	197
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	36	1	33	22	69	23
法務省	15	3	188	4	371	249	574	256
出入国在留管理庁	19	0	6	0	1	1	26	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	4	0	4	4	10	5
外務省	110	19	396	31	60	29	566	79
財務省	10	1	831	22	69	69	910	92
国税庁	27	4	2,460	106	177	159	2,664	269
文部科学省	7	0	340	23	484	296	831	319
スポーツ庁	2	2	39	8	1	0	42	10
文化庁	1	0	112	9	16	7	129	16
厚生労働省	3	1	2,267	114	634	368	2,904	483
中央労働委員会	0	0	4	0	0	0	4	0
農林水産省	31	3	1,441	172	53	35	1,525	210
林野庁	0	0	372	8	3	0	375	8
水産庁	3	0	192	9	1	1	196	10
経済産業省	15	1	2,050	93	69	56	2,134	150
資源エネルギー庁	1	0	29	0	0	0	30	0
特許庁	13	0	155	19	19	11	187	30
中小企業庁	0	0	20	2	0	0	20	2
国土交通省	13	7	6,005	192	128	80	6,146	279
観光庁	3	2	107	6	0	0	110	8
気象庁	3	2	7	0	10	7	20	9
運輸安全委員会	0	0	8	0	0	0	8	0
海上保安庁	10	1	199	3	10	7	219	11
環境省	1	0	266	5	13	6	280	11
原子力規制委員会	0	0	7	2	2	1	9	3
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計③	352	67	18,843	951	2,626	1,708	21,821	2,726

(注) 当該報告書のうち令和8年1月～3月期分については、報告期間（翌四半期の初日から14日間）に属している府省等へ提出することから、サイバー通信情報監理委員会（令和8年4月1日設置）に件数が計上される場合がある。

別表１－４ 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第2条第3項第4号に該当しない者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※ 1		合計	
	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超	うち 2 万 円超
独立行政法人国立公文書館	1	0	0	0	0	0	1	0
独立行政法人統計センター	0	0	2	0	0	0	2	0
独立行政法人造幣局	0	0	4	0	0	0	4	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	30	1	0	0	30	1
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	2	1	0	0	2	1
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計④	1	0	38	2	0	0	39	2

合計（小計③＋小計④）	353	67	18,881	953	2,626	1,708	21,860	2,728
割合 ※ 2	1.6%		86.4%		12.0%			

※ 1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職未満の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※ 2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表１－５ 贈与等報告書の提出件数内訳（各省各庁指定職以上）

(単位:件)

府省等名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
会計検査院	0	0	18	0	1	0	19	0
内閣官房	2	1	17	4	0	0	19	5
内閣法制局	1	1	1	0	3	3	5	4
人事院	3	0	4	0	0	0	7	0
内閣府	2	0	62	6	6	3	70	9
宮内庁	2	2	0	0	0	0	2	2
公正取引委員会	12	0	11	2	1	1	24	3
国家公安委員会	1	0	4	0	0	0	5	0
警察庁	4	1	25	0	18	11	47	12
個人情報保護委員会	0	0	1	1	1	1	2	2
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
サイバー通信情報監理委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
金融庁	1	0	229	25	0	0	230	25
消費者庁	3	0	52	2	0	0	55	2
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0	0
デジタル庁	1	0	26	5	1	1	28	6
復興庁	0	0	3	3	1	0	4	3
総務省	9	2	208	24	19	4	236	30
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	19	1	7	6	26	7
法務省	13	1	188	2	268	161	469	164
出入国在留管理庁	24	3	5	0	4	4	33	7
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	4	4	4	4
外務省	24	7	135	23	6	5	165	35
財務省	10	2	207	11	0	0	217	13
国税庁	0	0	85	10	0	0	85	10
文部科学省	5	2	98	12	16	9	119	23
スポーツ庁	19	13	32	8	9	7	60	28
文化庁	1	0	33	6	14	7	48	13
厚生労働省	0	0	275	27	64	37	339	64
中央労働委員会	0	0	10	0	0	0	10	0
農林水産省	25	2	360	67	5	1	390	70
林野庁	0	0	103	8	0	0	103	8
水産庁	2	0	63	5	0	0	65	5
経済産業省	15	0	296	34	4	2	315	36
資源エネルギー庁	1	0	12	1	0	0	13	1
特許庁	0	0	65	7	1	1	66	8
中小企業庁	0	0	4	1	0	0	4	1
国土交通省	3	0	1,163	66	4	1	1,170	67
観光庁	0	0	68	8	1	0	69	8
気象庁	0	0	6	0	0	0	6	0
運輸安全委員会	0	0	6	1	0	0	6	1
海上保安庁	3	0	56	1	0	0	59	1
環境省	1	1	96	7	3	2	100	10
原子力規制委員会	0	0	1	0	0	0	1	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑤	187	38	4,048	378	461	271	4,696	687

(注) 当該報告書のうち令和8年1月～3月期分については、報告期間（翌四半期の初日から14日間）に属している府省等へ提出することから、サイバー通信情報監理委員会（令和8年4月1日設置）に件数が計上される場合がある。

別表１－６ 贈与等報告書の提出件数内訳（行政執行法人職員のうち国家公務員倫理法第2条第3項第4号に該当する者）

(単位:件)

行政執行法人名	金銭、物品等の 供与		飲食の提供等		報酬 ※1		合計	
	うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超		うち2万 円超	
独立行政法人国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0
小計⑥	0	0	0	0	0	0	0	0

合計（小計⑤＋小計⑥）	187	38	4,048	378	461	271	4,696	687
割合 ※2	4.0%		86.2%		9.8%			

※1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

(指定職以上の職員に係る報告書の件数に占める割合(%))

※2 割合は、小数点第二位を四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

別表２ 株取引等報告書及び所得等報告書の提出件数

(単位:件)

府省等名	株取引等報告書	所得等報告書
会計検査院	5	14
内閣官房	7	47
内閣法制局	1	5
人事院	2	16
内閣府	8	57
宮内庁	0	4
公正取引委員会	0	12
国家公安委員会	1	21
警察庁	7	27
個人情報保護委員会	1	2
カジノ管理委員会	0	4
金融庁	2	16
消費者庁	0	7
こども家庭庁	0	6
デジタル庁	0	10
復興庁	0	6
総務省	9	38
公害等調整委員会	0	1
消防庁	1	3
法務省	59	863
出入国在留管理庁	4	11
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	1	9
外務省	10	38
財務省	2	49
国税庁	1	12
文部科学省	3	20
スポーツ庁	0	0
文化庁	3	4
厚生労働省	5	53
中央労働委員会	0	3
農林水産省	5	33
林野庁	0	7
水産庁	0	6
経済産業省	1	45
資源エネルギー庁	1	8
特許庁	0	7
中小企業庁	0	2
国土交通省	15	69
観光庁	0	3
気象庁	3	8
運輸安全委員会	0	1
海上保安庁	3	14
環境省	2	15
原子力規制委員会	0	9
防衛省	0	0
小計①	162	1,585

行政執行法人名	株取引等報告書	所得等報告書
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	162	1,585
-------------	-----	-------

別表 3 倫理監督官への届出件数

(単位:件)

府省等名	届出件数
会計検査院	0
内閣官房	4
内閣法制局	0
人事院	3
内閣府	5
宮内庁	0
公正取引委員会	0
国家公安委員会	10
警察庁	0
個人情報保護委員会	0
カジノ管理委員会	0
金融庁	7
消費者庁	1
こども家庭庁	0
デジタル庁	26
復興庁	1
総務省	134
公害等調整委員会	0
消防庁	1
法務省	11
出入国在留管理庁	0
公安審査委員会	0
公安調査庁	0
外務省	5
財務省	40
国税庁	369
文部科学省	50
スポーツ庁	10
文化庁	12
厚生労働省	60
中央労働委員会	0
農林水産省	326
林野庁	26
水産庁	91
経済産業省	202
資源エネルギー庁	51
特許庁	0
中小企業庁	16
国土交通省	196
観光庁	12
気象庁	0
運輸安全委員会	0
海上保安庁	1
環境省	11
原子力規制委員会	0
防衛省	0
小計①	1,681

行政執行法人名	届出件数
独立行政法人国立公文書館	0
独立行政法人統計センター	0
独立行政法人造幣局	0
独立行政法人国立印刷局	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0
小計②	0

合計(小計①+小計②)	1,681
-------------	-------

別表 4 倫理監督官の承認の状況

(単位:件)

府省等名	申請件数	承認された件数
会計検査院	0	0
内閣官房	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
内閣府	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
国家公安委員会	0	0
警察庁	0	0
個人情報保護委員会	0	0
カジノ管理委員会	0	0
金融庁	0	0
消費者庁	0	0
こども家庭庁	0	0
デジタル庁	0	0
復興庁	0	0
総務省	0	0
公害等調整委員会	0	0
消防庁	0	0
法務省	0	0
出入国在留管理庁	0	0
公安審査委員会	0	0
公安調査庁	0	0
外務省	0	0
財務省	0	0
国税庁	0	0
文部科学省	2	2
スポーツ庁	1	1
文化庁	1	1
厚生労働省	56	56
中央労働委員会	0	0
農林水産省	9	9
林野庁	0	0
水産庁	0	0
経済産業省	0	0
資源エネルギー庁	0	0
特許庁	0	0
中小企業庁	0	0
国土交通省	10	10
観光庁	0	0
気象庁	0	0
運輸安全委員会	0	0
海上保安庁	0	0
環境省	0	0
原子力規制委員会	0	0
防衛省	0	0
小計①	79	79

行政執行法人名	申請件数	承認された件数
独立行政法人国立公文書館	0	0
独立行政法人統計センター	0	0
独立行政法人造幣局	0	0
独立行政法人国立印刷局	0	0
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	0	0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	0	0
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	0	0
小計②	0	0

合計(小計①+小計②)	79	79
-------------	----	----